

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第32回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和5年6月8日(木) 午後1時30分から2時25分
開 催 場 所	瑞穂町役場庁舎 1階 ホール大
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：木村委員(分科会長)、池田委員(副分科会長)、原田委員、橋爪委員、吉川委員 (部長職) 出席者：大井企画部長、野口住民部長、小作協働推進部長、福島福祉部長、横沢都市整備部長、小峰教育部長 (説明員) 5審査-1：森田安全・安心課長、新交通防犯担当主査 5審査-2：石川子育て応援課長、島崎子育て支援係長 (事務局) 宮坂企画政策課長、渡辺企画推進係長、企画推進係鈴木
配 布 資 料	【事前配付】 資料1 瑞穂町自転車用ヘルメット着用促進補助金審査書 資料2 義務教育就学児医療費助成事業の一部負担金撤廃審査書 資料3 瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金審査書 資料4 瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金審査書 資料5 瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金審査書 資料6 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金審査書 資料7 令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金審査書 資料8 令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金審査書 資料9 令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金審査書 資料10 令和5年度瑞穂町食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金審査書 資料11 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金審査書 資料12 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金審査書 資料13 令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金 資料14 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金審査書 資料15 羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金審査書 資料16 学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金審査書 【当日配布】 資料17 事前質問一覧 資料18 【報告事項】事前質問回答一覧 資料19 【報告事項】事前質問回答説明資料

議 題	議題1 分科会長及び副分科会長の選出について 議題2 補助金等審査 (審査事項) 5 審査-1 瑞穂町自転車用ヘルメット着用促進補助金【安全・安心課】 5 審査-2 義務教育就学児医療費助成事業の一部負担金撤廃【福祉部 子育て応援課】 (報告事項) 5 報告-1 瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金【住民部 環境課】 5 報告-2 瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金【協働推進部 産業経済課】 5 報告-3 瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金【協働推進部 産業経済課】 5 報告-4 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金【福祉部 福祉課】 5 報告-5 令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金【福祉部 福祉課】 5 報告-6 令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金【福祉部 福祉課】 5 報告-7 令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金【福祉部 子育て応援課】 5 報告-8 令和5年度瑞穂町食材価格高騰に伴う在宅養育児童等保護者負担軽減臨時給付金【福祉部 子育て応援課】 5 報告-9 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金【福祉部 子育て応援課】 5 報告-10 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金【福祉部 子育て応援課】 5 報告-11 令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金【福祉部 高齢者福祉課】 5 報告-12 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金【福祉部 健康課】 5 報告-13 羽村・瑞穂地区学校給食組合臨時負担金【教育部 学校教育課】 5 報告-14 学校給食等における食材価格高騰に伴う保護者負担軽減臨時給付金【教育部 学校教育課】
傍 聴 者	2名（井上議員、川島議員 ※HP掲載時は、氏名の記載はしません）
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載。同一内容は一つにまとめた。）	1 開会 宮坂企画政策課長により会議の公開についての説明が行われ、会議が進められた 2 議題 宮坂企画政策課長により会議の成立、会議時間、会議資料についての説明が行われた。

議題1「分科会長及び副分科会長の選出について」

立候補者がいなかったため事務局の推薦により分科会長を木村委員に、副分科会長を木村分科会長の推薦により池田委員にそれぞれ互選した。

(木村分科会長) 挨拶

※ここからは木村分科会長により議事が進められた。

議題2「補助金等審査」

5 審査-1 瑞穂町自転車用ヘルメット着用促進補助金

○審査案件についての説明要旨

令和5年4月1日以降に安全認証を受けた新品の、自転車用ヘルメットを購入した場合に2,000円を上限として補助するものである。

補助対象は、町内在住者で、18歳以下の方、65歳以上の方、未就学児童と生計を共にする保護者とし、また、町税の滞納がなく、ヘルメットを令和5年4月1日以降に購入した方を対象とする。詳細な規程については、現在作成中である。

次に、補助の必要性については、令和5年4月1日の改正道路交通法の施行により、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化となったものの、ヘルメット着用率は5.6%であり、ヘルメット着用の定着に至っていないため、購入を促進するための補助金は必要である。

また、補助金額は、ヘルメットの購入費の2分の1かつ上限2,000円とし、実施期間は令和5年7月中旬から令和6年3月31日とする。

なお、既に同様の補助金制度を導入している自治体もあるが、近隣では福生市、羽村市、あきる野市が導入を予定している。また、東京都も補助事業として、自治体が負担した補助金に対し、2分の1を補助することを発表している

説明は以上である。

○事前質問への回答

(池田副分科会長からの事前質問)

通勤者の勤務先(近傍鉄道駅)までの使用に供する補助はできないか。

(安全・安心課長回答)

全ての住民の通勤方法を把握することは困難であり、また、確認方法も自己申告に委ねられてしまうという側面があることから、実質全住民を対象とすることになってしまう。

今回対象外とした年齢層は、統計的に見て車利用が多い世代と判断した

結果、対象外とした。

(池田副分科会長からの事前質問)

保護者への補助は、1名のみですか、それとも2名まで対象か。

(安全・安心課長回答)

未就学児童を自転車で送迎している場面では、保護者のみヘルメットを着用していないという状況が見受けられる。

保護者自身の事故被害軽減はもとより、保護者が子どもにヘルメット着用の手本を示すことで長期的なヘルメット着用の定着に繋がるものと考えている。

一方で、限りのある予算の中で一人でも多くの方に補助制度を活用していただきたいという観点からも、一律に保護者全員を補助対象者とするのではなく、世帯の保護者1名を補助対象者とする。

(池田副分科会長からの事前質問)

交付要綱について、現時点での構想を教えて欲しい。

(安全・安心課長回答)

補助事業決定後、住民に補助制度を周知し、7月中旬を目途に申請を受け付ける予定である。

申請開始後、申請者から申請書、購入時のレシート・領収書等の購入を確認できる資料、本人確認書類の写し等を受領する。

書類受領後、担当係にて申請内容を確認し、申請者に決定通知書を郵送すると共に、申請者が補助金請求書に記載した口座情報等に基づき補助金を交付する。

(池田副分科会長からの事前質問)

補助金額の上限はあるか。審査書に記載の600人で打ち切りか。

(安全・安心課長回答)

6月に実施する令和5年第2回瑞穂町議会定例会に議案として提出されている、令和5年度瑞穂町一般会計補正予算(第3号)において、120万円を計上している。補正予算案議決後、補助事業を開始するが、東京都から自治体が支出した2分の1の補助を受けられることが決定している。

東京都からは、最大100万円の補助が見込めるため、申請の状況を見ながら、必要に応じて補正を行い対応したいと考えている。600人で打ち切りではない。

(池田副分科会長からの事前質問)

先に購入したものに優先権があるのか。

(安全・安心課長回答)

令和5年4月1日以降に自転車用ヘルメットを購入した方を対象としているが、申請の受付順に内容を確認して交付決定等を行う。

従って、購入の時期によって優先権というものが発生することはない。

(池田副分科会長からの事前質問)

近隣市は、この補助金をいつから実施するのか。

(安全・安心課長回答)

あきる野市については6月3日(日)から事業開始となっている。福生市、羽村市についても7月頃に補助事業を開始する予定であると確認している。

なお、福生市、羽村市については、高校生以下及び65歳以上、あきる野市については全市民が対象者となっており、いずれも上限2000円の補助としている。

(吉川委員からの事前質問)

全ての町民の安全を考える上では、年齢制限をつけるべきではないと思う。

「ヘルメットの必要性」という観点においては、全年齢層において補助対象とすべきだと思うが、特定の年齢層を補助対象とした理由・根拠を教えて欲しい。

(安全・安心課長回答)

18歳以下については、保護者が運転する自転車に同乗する未就学児童や交通手段として自転車を多用する学生が主な世代と言えます。この年代においては、自転車事故の負傷者の割合が高いという年代である。また、一般的に所得のない世代とも言えるので、保護者がヘルメットを買い与えなければヘルメットの着用促進に至らないため、補助対象者としている。

65歳以上については、令和4年中の東京都内における自転車事故によって亡くなった方の30人のうち、15人は65歳以上の方でした。高齢者の死亡者の割合が高いという観点からも補助の対象者としている。

未就学児童と生計を共にする保護者を対象とした理由は、先ほど2点目で回答したとおりである。

今回、対象外とした年齢層は、1点目でも回答しているが、統計的にみて車利用が多い世代と判断させていただいた結果、対象外としている。

通勤に自転車を利用している方はいると思われるが、本補助金は自転車用ヘルメット着用促進という観点からも、使用頻度が高いことが想定される年齢層を補助対象とした。また、「自転車用ヘルメット着用促進のため効果的に補助金を交付する」という観点もあり、特定の年齢層を補助対象とした。

(吉川委員からの事前質問)

中学校の特定地域の自転車通学においては、ヘルメットの着用が義務になっていると思うが、今までなかった補助をするという認識で良いか。

(安全・安心課長回答)

今回の補助制度では中学生も対象となっているため、要件を満たした自転車用ヘルメットであれば補助の対象とする。質問のとおり、中学生に対する自転車用ヘルメットの補助金事業は行っていなかったため、今までに無かった補助が受けられる制度となる。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(池田委員)

あきる野市は全年齢を対象としているとのことだが、実施状況等は確認しているのか。

また、青梅市の状況が分かれば、教えてほしい。

(安全・安心課長)

既に申請受付を開始しているが、現時点での申請件数は少ないと聞いている。

青梅市については、13歳未満実施を予定していることは聞いているが詳しい状況については、確認していない。

(原田委員)

基準日が、令和5年4月1日としていると思うが、道路交通法改正が同日ということから、事前に購入されている方もいると思う。基準日を変更することは、考えていないのか。

(交通防犯担当主査)

事前に購入された方もいると思われるが、着用促進の観点から道路交通法改正日以降で、未購入の方に対して交付をすることを考えている。

(安全・安心課長)

また、東京都から各自治体へ交付される補助金についても、令和5年4

月 1 日以降の購入者に対して各自治体が交付した補助金が対象となっているため、町の基準についても都の基準に準じている。

(木村分科会長)

先ほどの説明の中で、東京都から各自治体への補助金を財源として予定しているとの説明があったが、東京都は既に実施を決定しているとの認識でよいか。

(交通防犯担当主査)

4 月 2 8 日の都知事がプレス発表をしている。また、5 月 2 9 日に都が主催した交通安全主管課長会において、各自治体へ説明が行われた。

(協働推進部長)

最終的には、今後実施される東京都議会において、予算等の承認がされれば、正式な決定ということになる。

(木村分科会長)

委員の質問については終了した。この審査事項については賛成ということによろしいか。

— 木村分科会長、池田副分科会長、橋爪委員、原田委員、吉川委員賛成 —

※賛成 5 人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

5 審査-2 義務教育就学児医療費助成事業の一部負担金撤廃

○審査案件についての説明要旨

補助対象については、町内在住の義務教育就学児（小・中学生）を養育している方としている。規程等については、条例及び条例施行規則の改定を予定している。

町の実施主体は、福祉部子育て応援課子育て支援係となる。助成対象者は、町内に居住する対象児童を養育している方、対象児童は、6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある児童（小・中学生）とし、医療費の自己負担額に係る通院時（施術を含む）の一部負担金（1 回につき 2 0 0 円上限）を撤廃し、町が全額を助成する。

補助の必要性については、義務教育就学期にある児童を養育している方

に対し、児童に係る医療費を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、子育て支援策の更なる充実が図れると考える。

また、補助金額については、医療費の自己負担額に係る通院1回につき200円を上限とした一部負担金分について、町が全額負担とし、実施については、令和5年10月1日開始を予定している。

なお、国や都から町に対する補助金はなく、単独事業となる。

説明は以上である。

○事前質問への回答

(池田副分科会長からの事前質問)

施術を含むとあるが、保険外治療も補助の対象となるか。

(子育て応援課長回答)

当該助成事業は、保険医療を受診した場合が対象となり、その自己負担分を補助する制度である。よって、保険外治療については、対象外となる。

○各委員からの意見及び質問並びに説明員の回答

(池田副分科会長)

他の市町村での実施状況はどうなっているのか。

(子育て応援課長)

武蔵野市、青梅市、府中市、調布市、日野市、あきる野市、日の出町、奥多摩町、檜原町の9市町村が実施しています。

(木村分科会長)

予算を立てるのが難しいと思うが、どのように試算しているのか、またどの程度の予算を計上する予定か。

(子育て応援課長)

対象者の医療件数は把握できている。補助対象となるのは、通院時のみであるため、医療件数の半数に補助額である200円をかけて積算している。年間経費は、220万円程度と考えている。

(木村分科会長)

委員の質問については終了した。この審査事項については賛成ということよろしいか。

※賛成5人となった。

当結果を基に、各委員の意見をまとめたものを添えて、町長に報告することとなった。

審査事項に引き続き、報告事項の説明が行われた。

また、報告事項多数のため、事務局より分類別に報告を行うこと、事前質問への回答については、資料の机上配付にて行うこと、並びに、質問事項については、全ての報告を終了後に受け付けることについて、説明がある。

5 報告-1 瑞穂町合併処理浄化槽設置事業補助金 (企画政策課長)

まずは、資料3について。この事業は、50人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、設置費用の一部を補助するものである。

本補助金は、町が設置費用の2分の1を補助し、東京都が残りの2分の1を補助することになっているが、東京都が5人槽に関する補助基準額の改定を行ったため、合わせて町の基準額を改定する。

5 報告-2 瑞穂町農業者原油価格・物価高騰臨時対策補助金

5 報告-3 瑞穂町中小企業者等原油価格・物価高騰臨時対策補助金 (企画政策課長)

資料4及び5について、この2件については、農業者・中小企業者支援への補助金として、まとめて報告する。

報告の2、農業者への補助金については、令和4年度にも国の地方創生臨時交付金を活用し、実施しているが、令和5年度も同交付金を活用し、実施する。対象者等の変更はないが、補助対象経費については、社会情勢の変化を踏まえ、肥料費を対象から除外したが、飼料費への補助割合を10%から20%に増加している。

なお、報告の3、中小企業者への支援については、令和4年度に実施した内容からの変更はない。

5 報告-4 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金

5 報告-5 令和5年度瑞穂町住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金

5 報告-7 令和5年度瑞穂町低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

(企画政策課長)

資料6、7及び9について、この3件については、低所得世帯への支援事業として、まとめて報告する。

報告の4、住民税非課税世帯等への支援金については、先ほどの案件と同様に令和4年度に国の補助金を活用し、1世帯あたり5万円の支援金を給付している。令和5年度については、国より支給金額に対する補助の上限額を3万円にするとの通知があったため、町からの支給金額についても3万円としている。

また、報告の5、住民税均等割のみ課税世帯への給付金についても、令和4年度に実施している。支給金額については、社会情勢の変化を鑑み、1世帯あたり5万円から2万5千円に減額しています。なお、本給付金事業については、国及び東京都からの補助金等を財源としたものではなく、町単独で行うものである。

最後に、報告の7、低所得の子育て世帯に対する給付金について報告する。本給付金については、国の施策であるため、実施内容についても国の規定に基づいて実施する。

5 報告-6 令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰緊急対策補助金

5 報告-9 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰緊急対策事業補助金

5 報告-11 令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金

(企画政策課長)

資料8、11及び13について、この3件については、低所得世帯への支援事業として、まとめて報告する。

報告の6、障害福祉サービス事業所への補助金については、令和4年度に国の交付金を活用して実施しているが、令和5年度についても、同交付金を活用し、再度実施する。実施内容について、令和4年度からの変更はない。

報告の9、保育所及び幼稚園等への補助についても、令和4年度に実施している。令和5年度では、その他の補助金との重複を避けるため、Aグループへの補助金額、児童1人あたりの月額を、令和4年度から200円減額している。

報告の11、介護サービス事業所への補助金についても、令和4年度に実施している。令和4年度では対象経費が燃料費のみであったが、令和5年度では、光熱水費及び食材費についても対象経費として追加する。

5 報告-12 新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援補助金
(企画政策課長)

最後に資料 14 について、本補助金は、国が定める基準回数以上のワクチン接種を実施した診療所の医師又は法人に対し、補助を行うものであり、令和 4 年度までは、東京都がとりまとめをし、実施していたが、令和 5 年度より、市町村に事務が移管されたため、実施をするものである。

説明は以上である。

○各委員からの意見及び質問について

特になし

3 その他

(企画政策課長)

次回の分科会については、臨時的な案件がない限り、11 月を予定している。日程の詳細が決まり次第、各委員へご連絡する。

閉会 午後 2 時 25 分